

(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	栃木県	
計画期間 実施期間	H20～H22 H20～H21	総事業費(交付金) 1,980千円(990千円)

### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	レ	本計画は、国が定めた基本的な方針の中の地域間交流の促進を目標としている。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	レ	農業経営基盤強化促進法に基づく県の基本方針をはじめとした各種計画に沿って、計画を策定している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	レ	農業経営基盤強化促進法に基づく県の基本方針の公表により、遊休農地対策について合意が図られている。
事業の推進体制は確立されているか	レ	県農業会議等、関係機関による「遊休農地対策推進連絡会議」を組織して推進体制を確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	レ	遊休農地の解消対策により、地域活性化が図られ、遊休農地を活用した都市住民との交流活動や滞在型交流の推進が図られるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	レ	計画期間は3年間、実施期間は2年間としており、ガイドライン及び実施要綱の規定により適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	レ	交付率1/2。交付限度額の範囲内である。

### 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	レ	全県的な普及啓発活動であり、本事業要件に合致する形での実施で切り替えるものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	-	該当なし。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	-	

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	-	該当なし。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	-	該当なし。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	レ	事業実施要領 別表(4)其他省令で定める事業(遊休農地解消支援)、要件類別1	
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	レ	全県を対象にした普及啓発活動であるため	
施設等の利活用の見直し等は適正か	-		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし。
事業費積算等は適正か	-		
	過大な積算としていないか	レ	県の単価の活用や、適正な積算によるもので、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	レ	県の単価の活用や、適正な積算によってコスト低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	該当なし。	
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	-	該当なし。	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	レ	予算措置済み	
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	-		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし。	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。